

平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 大成ラミック株式会社
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 木村 義成
(コード番号：4994 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 長谷部 正
電話番号 0480-97-0224 (代表)

役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること及び当社取締役に対し信託を用いた新たなインセンティブ・プランとして業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 50 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は各取締役が当社の取締役を退任した時といたします。

2. 本制度導入の目的

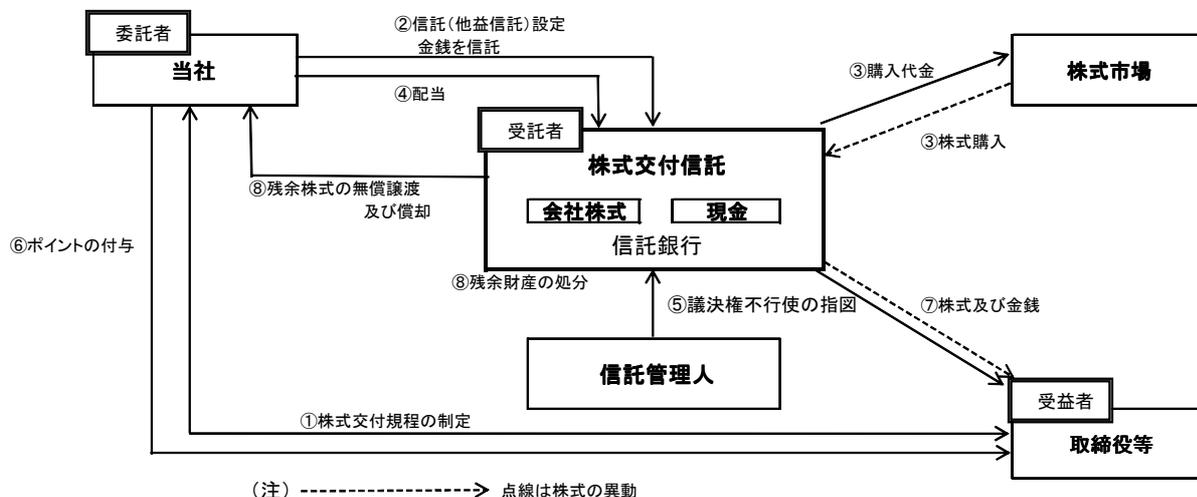
当社は、当社取締役（社外取締役は本制度の対象外とします。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。当社取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件といたします。また、取締役が実際に株式の交付を受けるのは原則として取締役退任時となります。

3. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）の取得を行い、当社取締役に対し、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、その役員及び経営指標に関する数値目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度であります。当社取締役会は、株式交付規程に従い、本制度の対象となる期間において毎年所定の月に、ポイント算定の基礎となる金額を定め、それに応じた当社株式を当社取締役が退任した場合に交付されることとなります。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度及び役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠内において、株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、株式交付規程の対象となる取締役を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（以下「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、取締役に将来交付する当社株式を株式市場等から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 当社は、取締役に対し、信託期間中、株式交付規程に基づき、将来交付する当社株式を計算するための「ポイント」を付与します。
- ⑦ 株式交付規程に定められた要件を充足した取締役について、所定の受益者確定手続を行ったうえで、受託者はその取締役に当社株式を交付します。なお、信託契約の定めに従い、当社株式の一部については、信託内で換価して金銭で交付します。
- ⑧ 信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式又は金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
 - (i) 株式交付規程の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該会社株式等に移転させる
 - (ii) 上記(i)の処理後、更に本信託に当社株式が残存する場合は、当社株式を当社はこれを無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行う
 - (iii) 上記(i)の処理後、更に本信託に金銭が残存する場合には、当社、受託者及び信託管理人が協議し定めた特定公益増進法人に寄附する

(2) 信託の設定及び信託金額

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（４）及び（５）に従って交付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（３）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られた場合、当社は、平成 28 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下「当初対象期間」という。）における当社取締役の報酬等に関し、別途定める信託期間において、本制度に基づく当社取締役へ株式の交付を行うための株式取得資金として、54 百万円を上限として本信託に拠出いたします。この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

なお、当初対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、あらためて株主総会に付議することといたします。

（3）当社株式の取得方法及び当社取締役に交付される当社株式の数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（2）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてこれを実施いたします。

本信託により取締役に交付される当社株式の数の上限は、当社が本信託に拠出する金員の上限額である 54 百万円を、本信託が当社株式を取得する価格の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。以下「基準株価」という。）で除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨てる。）とします。

当初対象期間については、本信託設定後遅滞なく、当該上限の範囲内において、当社株式を取得するものといたします。

（4）各取締役に付与されるポイント数の算定方法

当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、毎年所定の月（初回は平成 28 年 6 月予定とする。）に各取締役の交付株式数算定基礎額が決定されます。役位別に定める基準額に、当社の定める経営指標に関する数値目標に対する達成度で構成される業績運動係数を乗じて得た額を交付株数基礎額とし、さらに基準株価で除して得られる数値（小数点以下の端数は切り捨てる。）をもって、当該取締役に対して交付するポイント数といたします。

なお、各取締役に付与されるポイントは、下記（5）の交付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様によるご承認の決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（5）株式交付時期

受益者要件を充足した当社取締役は、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（4）で付与を受けた確定ポイントに相当する当社株式等について、本信託から交付を受けることができます。

（6）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（7）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（8）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産

のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めるところにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附されることとなります。

(ご参考)

【本信託の概要】

- ① 名 称 : 役員向け株式交付信託
- ② 委 託 者 : 当社
- ③ 受 益 者 : 取締役のうち受益者要件を満たす者
- ④ 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑤ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑥ 本信託契約の締結日 : 平成 27 年 8 月 12 日 (予定)
- ⑦ 金銭を信託する日 : 平成 27 年 8 月 12 日 (予定)
- ⑧ 信託の期間 : 平成 27 年 8 月 12 日 (予定) ~ 平成 32 年 8 月末日 (予定)

【本信託による当社株式の取得内容】

- ①取得株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得株式の総額 : 上限 54 百万円 (予定)
- ③株式の取得時期 : 平成 27 年 8 月 12 日 (予定) ~ 平成 27 年 9 月 30 日 (予定)
- ④株式の取得方法 : 取引所市場より取得

以 上